

令和 8 年度

第 1 回五泉市国民健康保険運営協議会

参考資料

	頁
1. 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
2. 国民健康保険税の収納状況	21
3. 療養諸費及び高額療養費の推移	22
4. 被保険者数の推移	23
5. 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移	24
6. 疾病中分類（130項目）別の件数、費用額の上位 5 疾病	25
7. 決算状況調べ・基金状況調べ	27
8. 賦課総額および課税所得の推移（本算定）	28



1-1 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（令和8年市議会2月定例会）

新	旧
第1条・第2条 （略） （課税額） 第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2）・（3） （略） （4） <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u>	第1条・第2条 （略） （課税額） 第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1） 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2）・（3） （略） （加える。）

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第4条 前条第2項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.15を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について16,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 (略)

(加える。)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第4条 前条第2項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.39を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について20,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第15条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第15条第1項において同じ。）以外の世帯 19,000円

(2) 特定世帯 9,500円

(3) 特定継続世帯 14,250円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条の2 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.09を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,300円とする。

第6条の4 （略）

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第7条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.89を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第8条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第15条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第15条第1項において同じ。）以外の世帯 27,100円

(2) 特定世帯 13,550円

(3) 特定継続世帯 20,325円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条の2 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.83を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第6条の3 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,800円とする。

第6条の4 （略）

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第7条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.56を乗じて算定する。

（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）

第8条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人

について10,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第8条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第8条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第9条～第14条の6及び第14条の7 (略)

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被

について13,700円とする。

(加える。)

(加える。)

(加える。)

第9条～第14条の6及び第14条の7 (略)

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被

保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
11,410円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,300円

（イ） 特定世帯 6,650円

（ウ） 特定継続世帯 9,975円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 6,510円

保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
14,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,970円

（イ） 特定世帯 9,485円

（ウ） 特定継続世帯 14,228円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 8,260円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,490円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,050円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,500円

(イ) 特定世帯 4,750円

(ウ) 特定継続世帯 7,125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,590円

(加える。)

(加える。)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円

(イ) 特定世帯 6,775円

(ウ) 特定継続世帯 10,163円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 4,650円

エ （略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につい
て 5,350円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の
被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除
く。） 1人について 750円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の
18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規
定する世帯主を除く。） 1人について 50円

（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合
算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被
保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場
合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10
万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所
属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
3,260円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

（イ） 特定世帯 1,900円

険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 5,900円

エ （略）

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につい
て 6,850円

（加える。）

（加える。）

（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合
算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被
保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場
合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10
万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所
属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について
4,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,420円

（イ） 特定世帯 2,710円

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 1,860円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,140円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 300円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,445円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,075円

(ウ) 特定継続世帯 4,065円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,360円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,740円

(加える。)

(加える。)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,120円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 6,520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8,150円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,395円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,325円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,650円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,770円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,950円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,900円

(加える。)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(加える。)

額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(加える。)

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(加える。)

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。))は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(加える。)

第15条の2～第21条 (略)

附 則

1～5 (略)

第15条の2～第21条 (略)

附 則

1～5 (略)

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定

34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

8 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金

する長期譲渡所得の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

8 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあ

額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義に

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等

よる所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条、第8条の2及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

17～19 （略）

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

17～19 （略）

1-2 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（令和8年市議会6月定例会）

新	旧
第1条・第2条（略） （課税額） 第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1）～（4）（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。 3・4（略） 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。<u>ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u> 第4条～第14条の6及び第14条の7（略） （国民健康保険税の減額） 第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える	第1条・第2条（略） （課税額） 第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1）～（4）（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3・4（略） 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。 第4条～第14条の6及び第14条の7（略） （国民健康保険税の減額） 第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える

場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ （略）

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する

場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からカ及びキに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ （略）

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規

世帯主を除く。) 1人について 70円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円

2 (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場

定する世帯主を除く。) 1人について 70円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円

2 (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場

合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）～（9） （略）

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第15条の2～第21条 （略）

合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

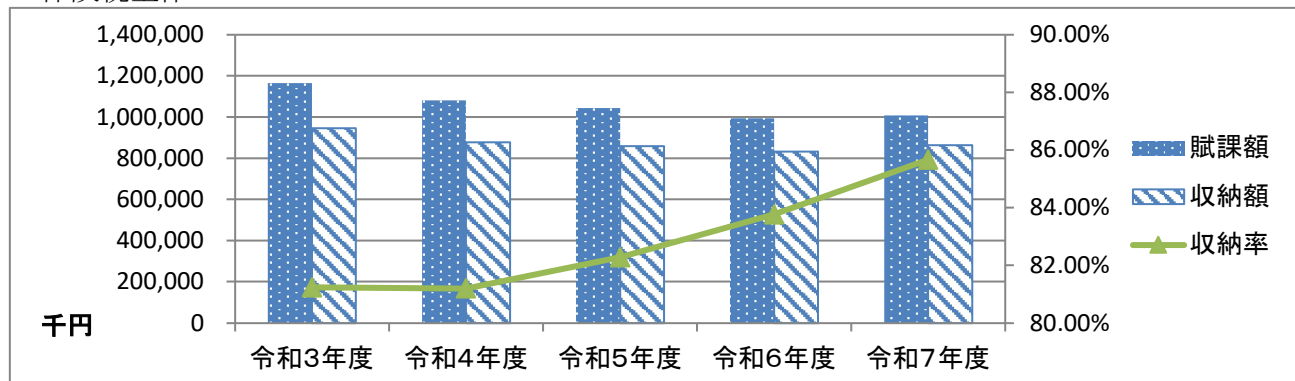
（2）～（9） （略）

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第15条の2～第21条 （略）

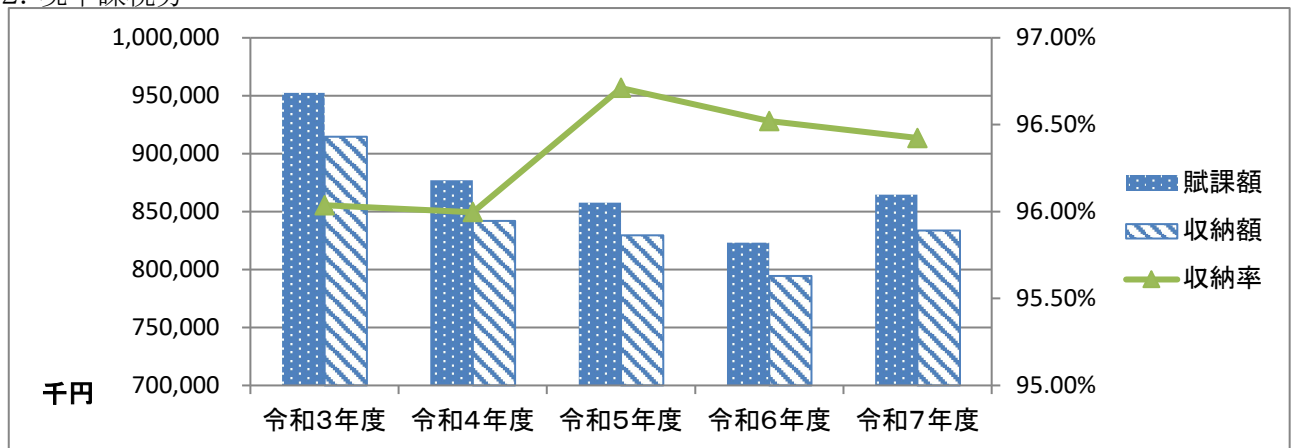
2 国民健康保険税の収納状況

1. 保険税全体



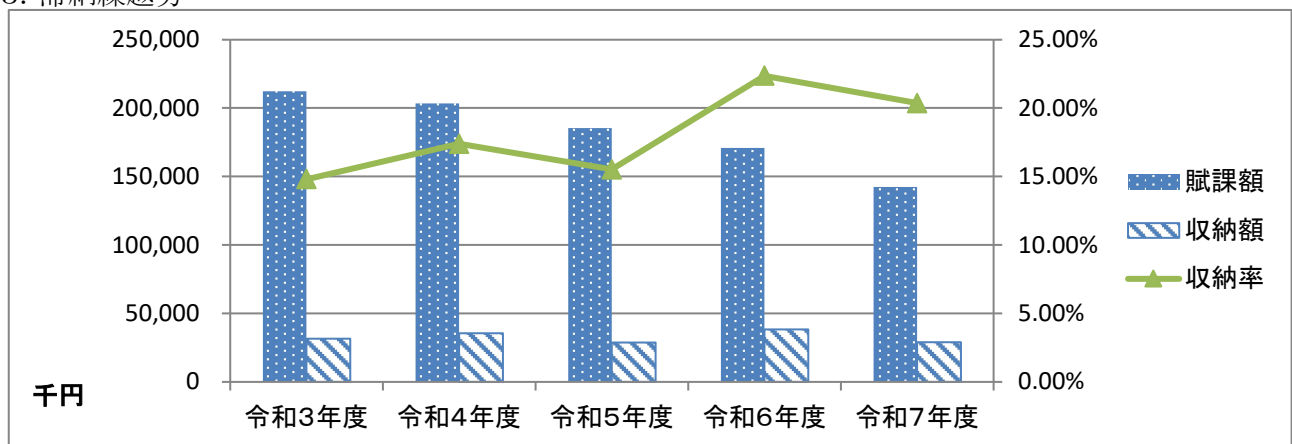
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
賦課額	1,164,650,300円	1,080,433,252円	1,043,033,246円	993,967,673円	1,007,003,589円
収納額	946,046,432円	877,298,832円	858,234,685円	832,633,698円	862,655,263円
収納率	81.23%	81.20%	82.28%	83.77%	85.67%

2. 現年課税分



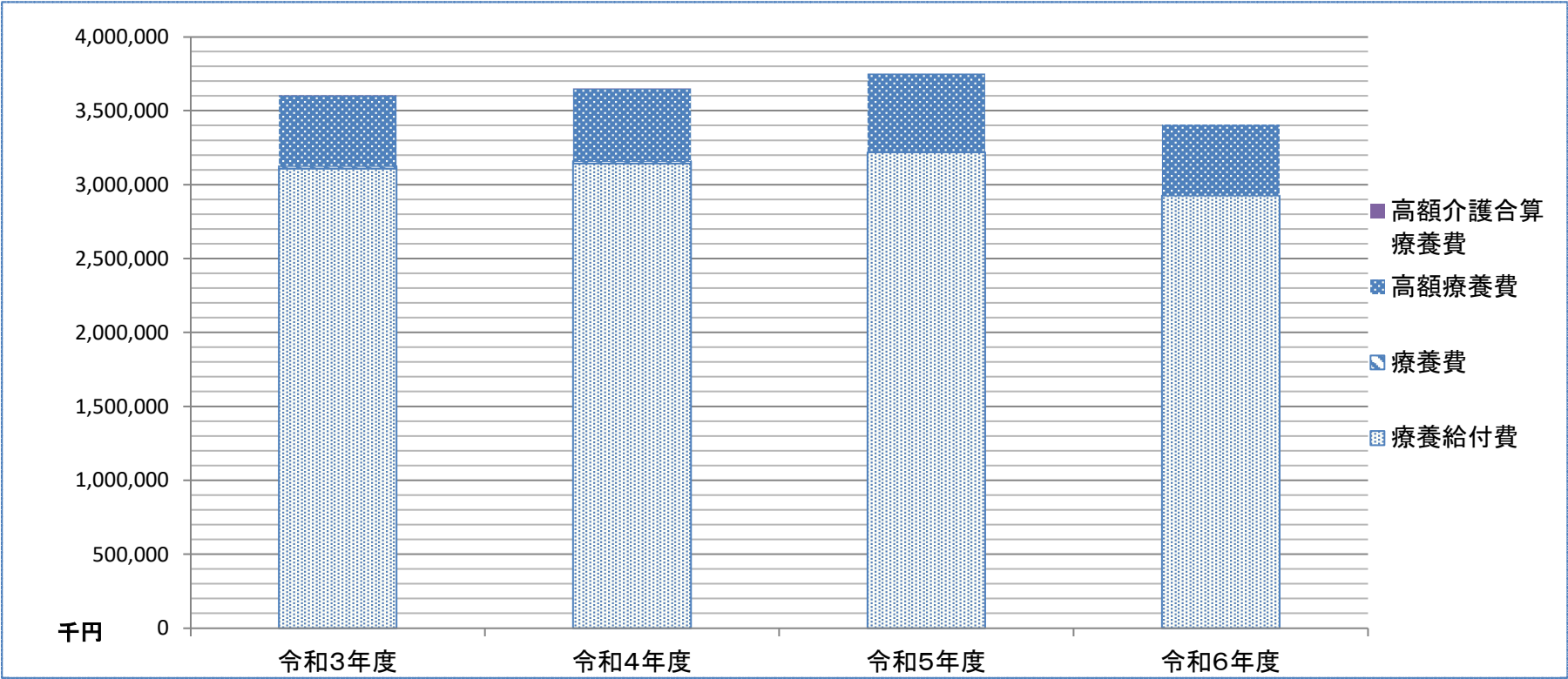
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
賦課額	952,354,400円	877,057,900円	857,667,600円	823,043,300円	864,612,500円
収納額	914,600,292円	841,950,753円	829,459,511円	794,400,960円	833,682,700円
収納率	96.04%	96.00%	96.71%	96.52%	96.42%

3. 滞納繰越分



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
賦課額	212,295,900円	203,375,352円	185,365,646円	170,924,373円	142,391,089円
収納額	31,446,140円	35,348,079円	28,775,174円	38,232,738円	28,972,563円
収納率	14.81%	17.38%	15.52%	22.37%	20.35%

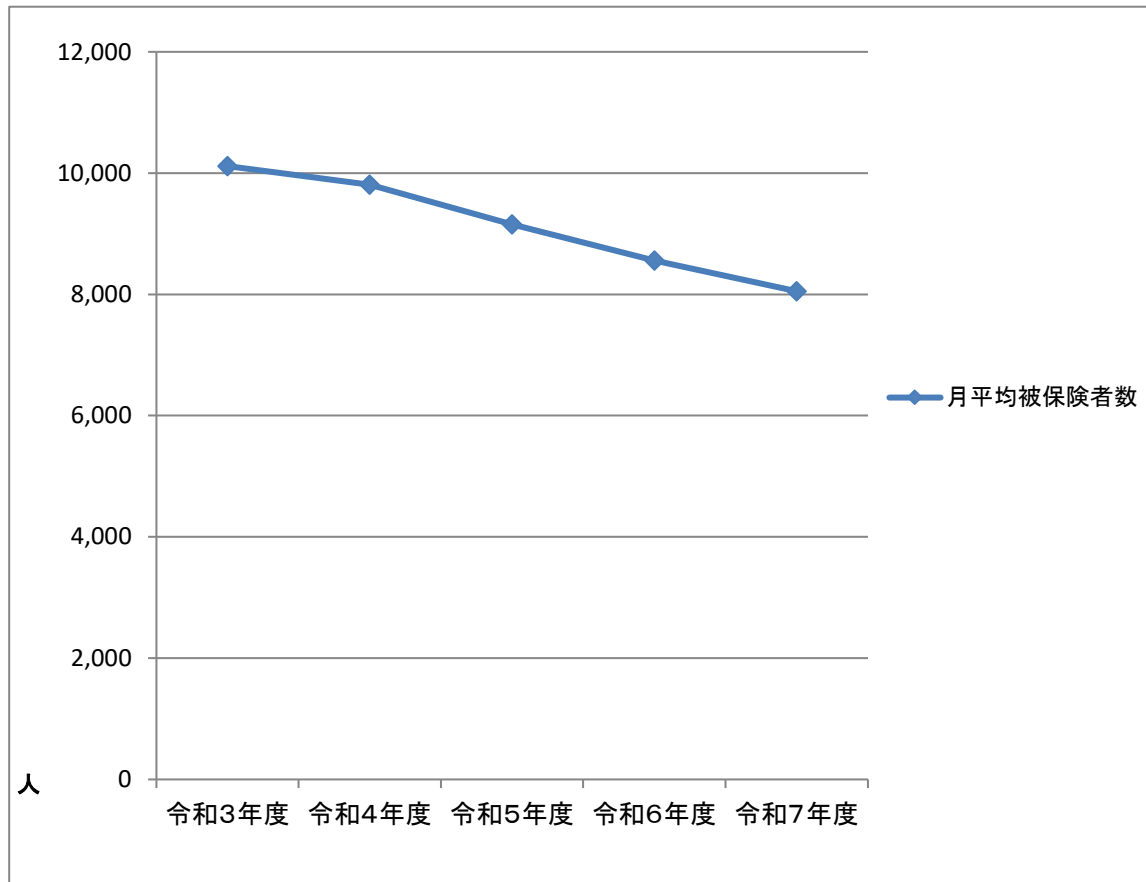
3 療養諸費及び高額療養費の推移



単位:円【決算書より】

年度	療養給付費		療養費		高額療養費		高額介護合算療養費		合 計	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
令和3年度	3,108,835,550	99.5%	16,991,112	107.6%	477,801,708	95.3%	334,416	94.0%	3,603,962,786	99.0%
令和4年度	3,143,227,267	101.1%	15,747,979	92.7%	491,461,474	102.9%	562,788	168.3%	3,650,999,508	101.3%
令和5年度	3,218,248,064	102.4%	15,652,334	99.4%	533,029,108	108.5%	180,595	32.1%	3,767,110,101	103.2%
令和6年度	2,924,977,000	90.9%	16,350,131	104.5%	480,992,135	90.2%	331,051	183.3%	3,422,650,317	90.9%
令和7年度	2,746,301,683	93.9%	12,721,583	77.8%	445,355,039	92.6%	434,494	131.2%	3,204,812,799	93.6%

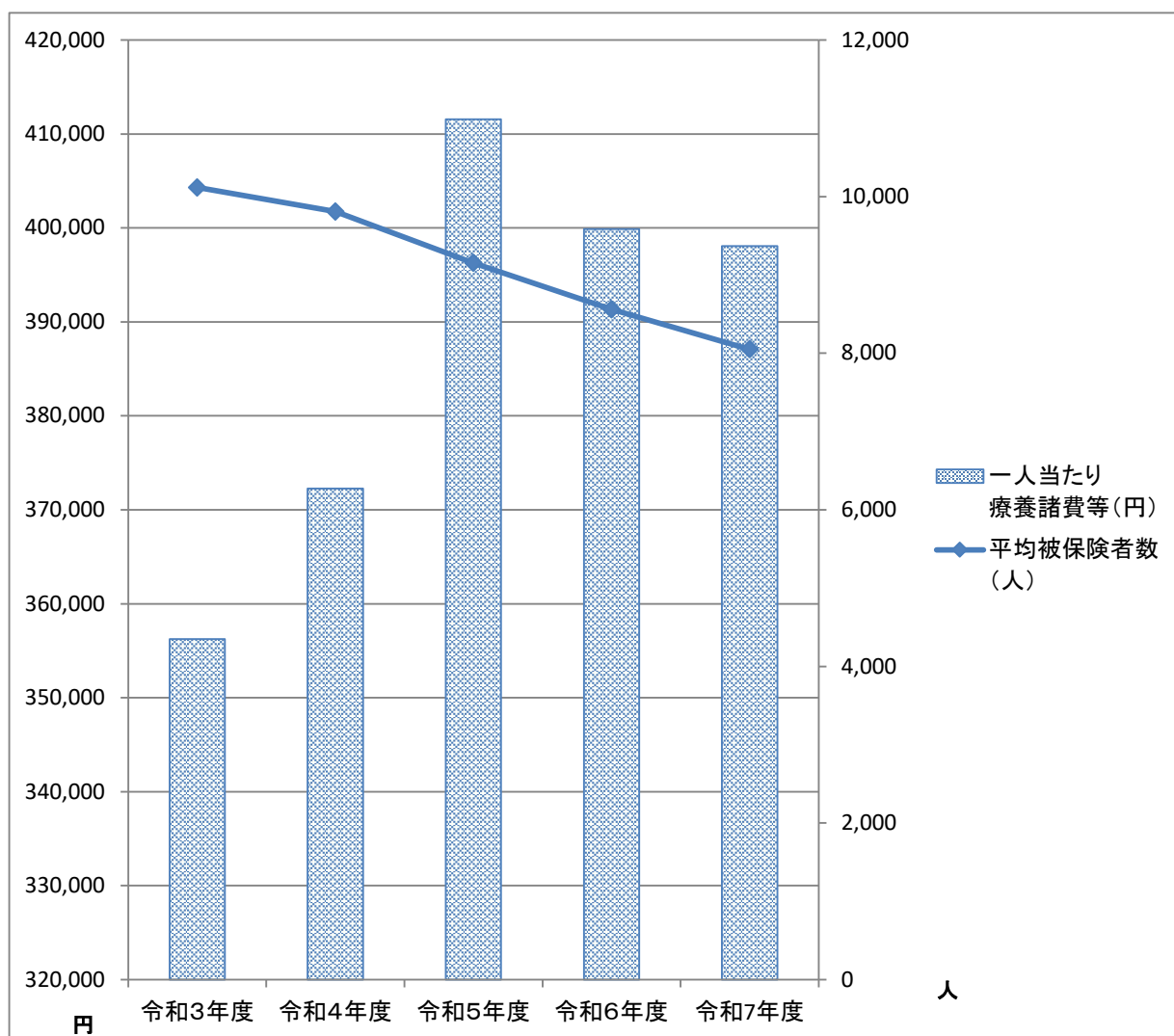
4 被保険者数の推移



単位:人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
3月	10,161	9,970	9,369	8,739	8,183
4月	10,258	10,078	9,453	8,798	8,251
5月	10,215	10,016	9,354	8,744	8,205
6月	10,191	9,980	9,273	8,684	8,175
7月	10,158	9,925	9,195	8,680	8,113
8月	10,123	9,888	9,160	8,656	8,054
9月	10,082	9,864	9,128	8,596	8,026
10月	10,069	9,720	9,052	8,474	7,993
11月	10,026	9,612	8,991	8,400	7,993
12月	10,054	9,590	9,017	8,375	7,942
1月	10,049	9,560	8,960	8,296	7,877
2月	10,019	9,503	8,888	8,274	7,801
年間被保険者数	121,405	117,706	109,840	102,716	96,613
月平均被保険者数	10,117	9,808	9,153	8,559	8,051
前年度比 (月平均被保険者数)	97.7%	96.9%	93.3%	93.5%	94.1%

5 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移



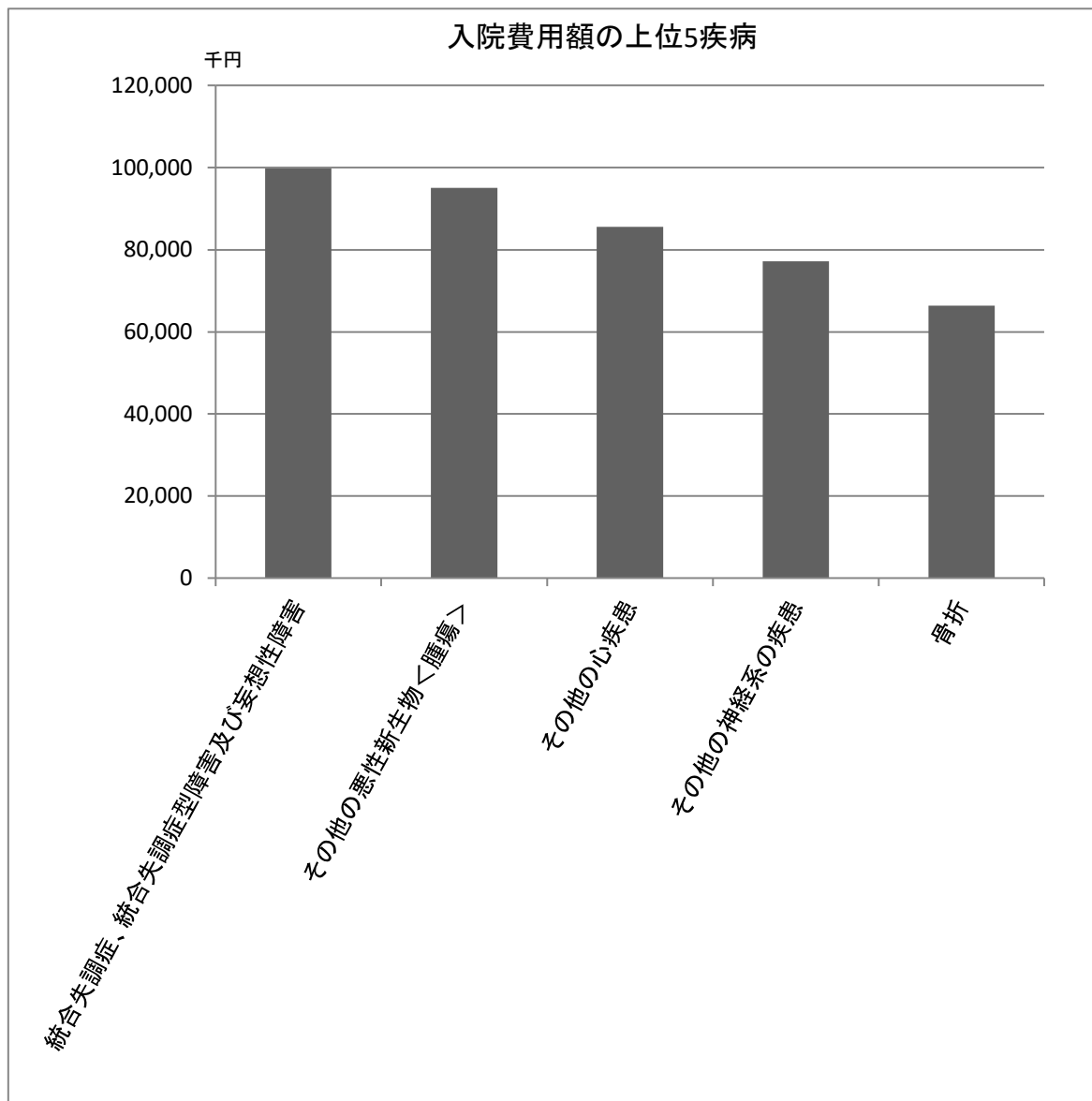
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
療養諸費等(円)	3,603,962,786	3,650,999,508	3,767,110,101	3,422,650,317	3,204,812,799
平均被保険者数(人)	10,117	9,808	9,153	8,559	8,051
一人当たり療養諸費等(円)	356,228	372,247	411,571	399,889	398,064
対前年度比(一人当たり療養諸費等)	101.3%	104.5%	110.6%	97.2%	99.5%

6 疾病中分類（130項目）別の件数、費用額の上位5疾病

(1)入院の件数、費用額の上位5疾病とその割合

件 数			
順位	疾病分類項目	件数	割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	252	10.9%
2	その他の神経系の疾患	157	6.8%
3	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	131	5.6%
4	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	108	4.7%
5	その他の消化器系の疾患	101	4.4%

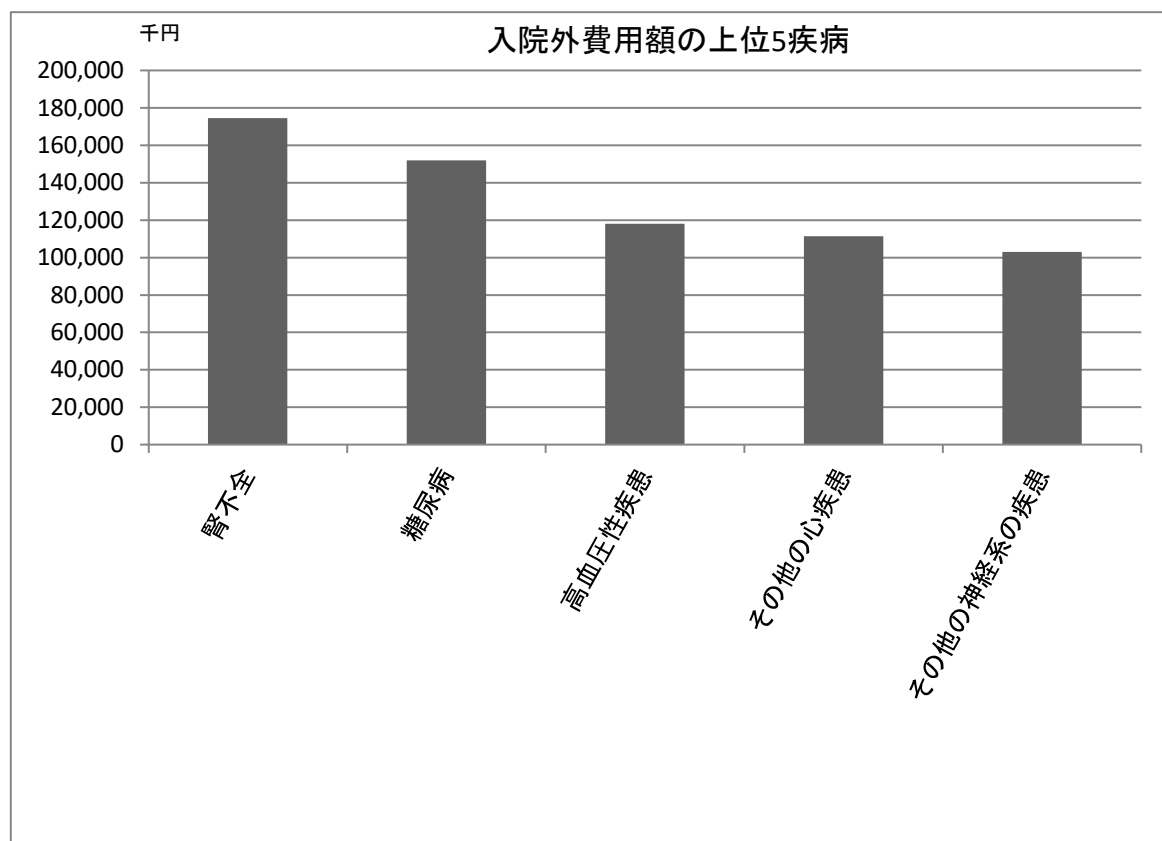
費用額			
順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	99,820,250	6.8%
2	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	95,077,910	6.5%
3	その他の心疾患	85,609,740	5.9%
4	その他の神経系の疾患	77,198,470	5.3%
5	骨折	66,368,440	4.5%



(2)入院外の件数、費用額の上位5疾病とその割合

件 数			
順位	疾病分類項目	件数	割合
1	高血圧性疾患	9,603	13.1%
2	糖尿病	5,808	7.9%
3	脂質異常症	5,592	7.6%
4	その他の眼及び付属器の疾患	5,001	6.8%
5	その他の神経系の疾患	2,513	3.4%

費用額			
順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	腎不全	174,583,760	9.4%
2	糖尿病	151,908,830	8.2%
3	高血圧性疾患	118,058,810	6.4%
4	その他の心疾患	111,425,000	6.0%
5	その他の神経系の疾患	102,996,220	5.6%



7 決算状況調べ

	単位:円											
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入・歳出当初予算額	6,215,232,000	6,770,632,000	6,617,124,000	6,474,841,000	5,246,855,000	5,454,270,000	5,619,985,000	5,228,776,000	5,047,757,000	5,178,120,000	4,605,099,000	4,573,689,000
歳入決算額	5,881,515,729	6,334,174,377	6,290,623,858	6,320,878,097	5,646,283,555	5,623,418,949	5,307,326,138	5,192,454,339	5,120,991,806	5,239,561,015	4,864,503,082	4,635,946,185
歳出決算額	5,880,516,097	6,334,173,495	6,290,623,821	6,164,987,125	5,294,037,120	5,504,547,534	5,232,713,489	5,135,505,083	5,020,889,050	5,157,938,648	4,786,670,782	4,584,812,888
繰越明許	999,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越金	632	882	37	155,890,972	352,246,435	118,871,415	74,612,649	56,949,256	100,102,756	81,622,367	77,832,300	51,133,297
翌年度歳入繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定外繰入金	33,263,000	17,574,000	16,251,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0

基金状況調べ

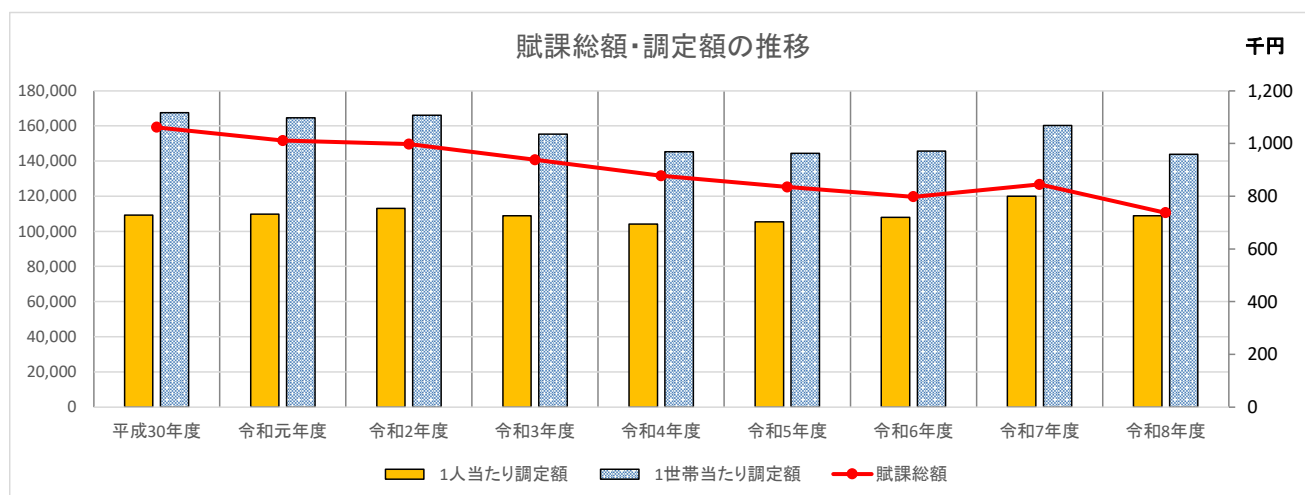
基金積立金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立額	130	130	60	51	51	30,002,537	260,005,133	317,008,500	61,012,075	120,308,327	135,915,614	191,415,052
年度末 基金保有額	522,598	522,728	522,788	522,839	522,890	30,525,427	290,530,560	607,539,060	668,551,135	788,859,462	924,775,076	1,116,190,128

※基金保有額については、3月31日現在で集計しております。

8 賦課総額および課税所得別の推移（本算定）

(1) 賦課総額

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
賦課総額	千円	1,061,641	1,011,107	997,638	938,145	877,338	834,803	797,724	844,673	737,500
1人当たり調定額	円	109,248	109,705	113,015	108,871	104,079	105,331	107,985	119,948	108,890
1世帯当たり調定額	円	167,516	164,586	166,169	155,309	145,258	144,476	145,686	160,246	143,886



(2) 課税所得

所得区分別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給与所得	千円	1,744,950	1,683,005	1,549,278	1,460,632	1,553,274	1,428,589	1,413,012	1,456,122	1,300,474
営業所得	千円	1,561,021	1,503,766	1,465,441	1,389,823	1,140,330	1,204,475	1,100,536	1,156,580	1,157,380
農業所得	千円	737,443	683,514	784,722	647,009	440,415	476,424	457,022	842,737	2,423,851
年金・その他所得	千円	1,825,169	1,447,228	1,418,774	1,457,809	1,445,975	1,386,487	1,312,308	1,597,539	1,412,300
合 計	千円	5,868,583	5,317,513	5,218,215	4,955,273	4,579,994	4,495,975	4,282,878	5,052,978	6,294,005

